

令和4年度熊本市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度熊本市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	529 床
(市民病院：一般病床 380床、感染症病床 8床)	
(植木病院：一般病床 102床、療養病床 39床)	
(2) 年 間 患 者 数	300,805 人
ア 入 院	166,196 人
(ア) 市 民 病 院	121,657 人
(イ) 植 木 病 院	44,539 人
イ 外 来	134,609 人
(ア) 市 民 病 院	109,350 人
(イ) 植 木 病 院	22,924 人
(ウ) 芳 野 診 療 所	2,335 人
(3) 一 日 平 均 患 者 数	
ア 入 院	
(ア) 市 民 病 院	333 人
(イ) 植 木 病 院	122 人
イ 外 来	
(ア) 市 民 病 院	450 人
(イ) 植 木 病 院	94 人
(ウ) 芳 野 診 療 所	10 人

(4) 主要な建設改良事業

ア 施設改良	25,000 千円
(ア) 市民病院	5,000 千円
(イ) 植木病院	20,000 千円
イ 医療機械器具購入	304,387 千円
(ア) 市民病院	250,287 千円
(イ) 植木病院	54,100 千円
ウ 電算システム更新	12,345 千円
(ア) 市民病院	12,345 千円
エ リース資産購入費	33,096 千円
(ア) 市民病院	33,096 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、特別損失中、災害復旧費568,790千円の財源に充てるため、災害復旧事業債562,400千円を借り入れる。

	収	入
第1款 病院事業収益		15,509,763 千円
第1項 医業収益		13,163,093 千円
第2項 医業外収益		2,167,494 千円
第3項 特別利益		179,176 千円
	支	出
第1款 病院事業費用		16,061,893 千円
第1項 医業費用		15,096,189 千円
第2項 医業外費用		384,914 千円
第3項 特別損失		568,790 千円
第4項 予備費		12,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額526,813千円は、当年度分損益勘定留保資金526,813千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	757,402 千円
第1項 企業債	301,200 千円
第2項 出資金	4,399 千円
第3項 補助金	64,344 千円
第4項 負担金	387,459 千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,284,215 千円
第1項 建設改良費	408,228 千円
第2項 企業債償還金	875,987 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
市民病院被服・寝具類管理業務委託	令和5年度～令和7年度	222,000
市民病院看護補助者派遣契約	令和5年度～令和6年度	74,300
市民病院医師事務作業補助者派遣契約	令和5年度～令和7年度	247,830
市民病院床頭台等賃借業務 (令和4年度追加分)	令和5年度～令和6年度	609

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市民病院医療機械器具整備事業	219,200	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内。 ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、財政の都合により繰上げ償還することがある。
市民病院電算システム整備事業	12,300			
市民病院解体事業	562,400			
植木病院施設設備改修事業	17,600			
植木病院医療機械器具整備事業	52,100			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、15,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用・医業外費用・特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 8,044,536 千円
(2) 交際費 100 千円

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業会計の経営基盤確立のため、他の会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりとする。

(1) 一般会計 409,646 千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、2,300,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第12条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
(1) 取得する資産	医療機器	人工心肺装置	1 台

熊本市長 大西一史